

春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、安全なまちづくりの一層の実現に向けて、犯罪抑止及び地域の防犯力の向上を図るため、防犯カメラの維持管理費について補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、春日井市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）に基づく補助金（次条において「設置補助金」という。）の交付を受けて設置した防犯カメラを維持管理する団体であって、防犯カメラの保守点検（機器が正常に稼働し、期待する効果が得られる状態にあるかを確認し、正常な稼働に必要な調整をする作業をいい、補助対象団体自ら行うものを除く。以下同じ。）を実施している団体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、設置補助金の交付を受けて設置され、設置後1年以上が経過している防犯カメラの維持管理費（保守点検費、電気代、使用料等の維持費及び修繕費をいい、防犯カメラ本体の取替費及び移設工事に要する費用を除く。）のうち、保守点検費（当該年度に係る経費に限る。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、上限額は、前条の防犯カメラの台数に5,000円を乗じて得た額とする。

2 同一の団体に対する補助金の交付は、年度内1回限りとする。

(交付の申請等)

第5条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 保守点検に係る領収書及び明細書等の写し
- (2) 保守点検結果が分かる書類の写し
- (3) 保守点検を行った防犯カメラの設置場所が分かるもの（防犯カメラを移設した場合は、移設前の場所が分かるものを含む。）
- (4) 前年度中に設置した防犯カメラについては、工事完了報告の写し等設置年月日の分かるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請及び請求は、申請団体の代表者が行うものとする。

3 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の3月末日とする。

4 規則第9条の規定による実績報告は、第1項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。この場合において、一定の継続的な期間を定めた保守契約等を締結している場合の契約期間の満了前における実績報告については、点検の実施後その費用を支払った時点のものによる。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付決定通知書（第2号様式）又は春日井市防犯カメラ維持管理費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請団体に通知しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（申請の取下げのできる期限）

第7条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、返還をさせることがある。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 申請書類に虚偽の事実を記載したとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

団 体 名

役 職 名

氏 名

住 所

電話番号

春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付申請書兼請求書

春日井市防犯カメラ維持管理費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 円
- 2 補助金の対象となる防犯カメラの台数 台
- 3 添付書類
 - (1) 保守点検実施報告書（別紙）
 - (2) 保守点検に係る領収書及び明細書等の写し
 - (3) 保守点検結果が分かる書類の写し
 - (4) 保守点検を行った防犯カメラの設置場所が分かるもの（防犯カメラを移設した場合は、移設前の場所が分かるものを含む）
 - (5) 前年度中に設置した防犯カメラについては、工事完了報告の写し等設置年月日の分かるもの
 - (6) その他市長が必要と認める書類

請求額 円

金融機関		預金種別		口座番号	
				フリガナ	
				口座名義人	

保守点検実施報告書

団体名

1 防犯カメラ保守点検実施台数

設置年度	実施年月日	所在地	設置場所	台数
				台
				台
				台
				合計 台

2 保守点検に要した経費（補助対象経費）

円

（別紙領収書・明細書のとおり）

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

団体名

役職

氏名

様

春日井市長

春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ維持管理費補助金については、春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定します

補助金交付決定額

円

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

団体名

役職

氏名

様

春日井市長

春日井市防犯カメラ維持管理費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ維持管理費補助金については、次の理由により不交付と決定しましたので、春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します

1 交付申請額 円

2 不交付の理由